

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年5月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500721号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600008号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所。以下「B事業所」という。)における平成27年6月30日の標準賞与額を57万円に訂正することが必要である。

平成27年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年6月30日

厚生年金保険の記録では、請求期間にB事業所から支給された賞与が、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているので、当該賞与を年金給付に反映される標準賞与額として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B事業所から提出された平成27年6月分月別給与一覧表により、請求者は、請求期間において同事業所から57万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2501058号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600009号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和元年6月10日、喪失年月日を同年6月13日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

令和元年6月10日から同年6月13日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年6月10日から同年6月13日まで

令和元年6月10日にA社にフルタイム勤務のB職職員として入社し、同年6月12日に退職したが、年金記録では同社に勤務した請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がないので、当該期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び内定通知書並びにA社から提出された請求者に係る出勤簿及び賃金台帳により、請求者は請求期間において、同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたと認められる。

一方、請求者から提出された請求期間に係る給与明細書及びA社から提出された請求者に係る賃金台帳において、請求者は、請求期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できるところ、同社は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出は行っておらず、当該期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は令和元年6月10日、喪失年月日は同年6月13日であると認められ、請求期間の標準報酬月額については、日本年金機構の回答から、20万円とすることが必要である。

ただし、上記訂正後の厚生年金保険被保険者期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500536号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2600005号

第1 結論

昭和62年2月及び同年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年2月及び同年3月

請求期間当時、実家の両親と同居中だったことから、父が、私の国民年金保険料も両親の分と併せて漏れなく自治会を通じて月々納付していたにもかかわらず、私の保険料だけが未納になっている。未納があれば自治会から必ず連絡が入るため、未納になることは考え難いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時は実家で両親と同居していたことから、国民年金保険料については父が自治会を通じて両親分と併せて月々納付していた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間の直前月である昭和62年1月の国民年金保険料について、請求者が平成元年2月17日から国民年金第3号被保険者に該当し、同年2月の保険料は納付を要しないところ、同年2月の保険料(7,700円)が既に納付済であったため、平成元年4月11日付けで、当該保険料の一部(7,100円)を未納となっていた昭和62年1月の保険料として充当し、差額の600円を還付する決議がされており、平成元年7月27日付けで、請求者の住所地に近い「A郵便局」で当該差額を受け取る旨の処理がなされていることが確認できる上、日本年金機構は、当該充当処理に関して、当時、本人宛てに「国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書」及び「国民年金保険料還付請求書」を送付し、差額600円の還付が完了している旨回答している。

以上のことから、平成元年4月時点まで、請求期間直前の昭和62年1月の国民年金保険料は未納であって、両親分と同時に納付されていたわけではなかったところ、請求期間の保険料について、請求者は加入手続及び保険料の納付に直接関与していない旨陳述しており、これらを行っていたとする請求者の父は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

また、B市は、請求者に係る国民年金の加入・喪失及び保険料納付記録等について確認できる資料はない旨回答している。

このほか、請求者又は請求者の父が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。